

2020年6月22日

神奈川県知事
黒岩 祐治殿

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TS
プラザビルディング 2階
神奈川県保険医協会
理事長代行 田辺 由紀夫

新型コロナ第2波、第3波を見据えた 第一線医療への支援強化を求める要請書

日頃より、県民の医療と健康確保のため尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言は解除されましたが、依然医療現場では感染への不安から患者の受診控えが続き、医業収入の大幅減という厳しい状況が生まれています。当会が5月末に行った会員アンケート第2弾（添付資料）によると、医科・歯科ともに3月⇒4月⇒5月と減収幅は拡大し、前年同月比で30%を超える減収の医療機関が医科では4割、歯科では半数に上ります（5月）。とりわけ歯科は、緊急性の低い歯科治療の延期を求める趣旨の事務連絡が厚労省から出た影響もあり（4月6日付事務連絡）、8割超の歯科診療所が何らかの診療縮小を行っていることも明らかになりました。持続化給付金及び融資を検討している医療機関は4割に上るなど、もともと経営体力の弱い歯科の経営悪化は深刻です。

また医療物資の不足・高騰の中で、感染リスクに晒されながらも、コロナ疑い患者への対応と通常診療の両立を続ける開業医の姿も浮き彫りになっています（内科診療所の7割がコロナ感染を疑う患者の来院を経験）。しかしこのまま秋冬の第2波、第3波を迎えると、経営悪化と院内感染リスクのダブルパンチで閉院・倒産に追い込まれる医療機関が一気に増える恐れがあり、地域医療の崩壊が危ぶまれます。

神奈川県民の健康を守るため、第2波、第3波を見据えた第一線の医療提供体制の堅持が求められます。つきましては医療機関に対する支援を強めていただきたく、下記の項目を要請します。

要請項目

1. 地域住民のセーフティネットである第一線医療が崩壊しないよう、県として医療機関への支援策を充実し迅速に対応してください。
2. 各交付金等の活用で、国のコロナ支援制度でカバーしきれない部分を補填する制度を県として創設してください。
 - ◆休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度
 - ◆医療機関のテナント料支払にかかる家賃補助制度（対象月拡大）
 - ◆発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度（助成限度額拡充）
3. 第2波、第3波に備え医療機関の経営安定に向けた一層の支援策を講じるよう、国に求めてください。